

336 複合地区緊急援助資金規程

1. 目的

緊急災害その他これに類する事項の応急的援助のため、2024 年 7 月 1 日現在、10,030,736 円をもって「緊急援助資金」（以下資金という）を設ける。

2. 資金の調達

- (1) 資金から生ずる利息は資金に繰り入れる。
- (2) 今後、複合地区および全日本レベルで行うアクティビティ・行事などが完了し、剰余金（全日本レベルの場合は剰余金の配当分）が生じた場合は、ガバナー協議会の決議を経てこれを資金に繰り入れることができる。
- (3) 「緊急援助資金」が著しく少額になった場合（最低額を 1,000 万円として、最低額に不足が出た場合）は、複合地区大会の決議を経て会員に資金の拠出方を要請することができる。

3. 援助の対象

援助の対象は、災害救助法を適用された複合地区内の災害並びにこれに準ずる国内および国外の災害の内から、緊急援助資金委員会（以下委員会という）の決議により採択する。

4. 委員会の構成

委員会は、ガバナー協議会の構成員をもって構成する。
委員長には、ガバナー協議会議長が当る。

5. 運用

- (1) 援助の発案は、地区ガバナーが行う。
- (2) 援助に当っては、全委員の 3 分の 2 以上の賛成を要する。ただし、必要に応じて電信電話によって決定し、事後、文書でそれを確認することができる。
- (3) 援助の額および援助の方法は、その都度決定する。
- (4) 発案した地区ガバナーまたは援助を受けた地区の地区ガバナーは、すみやかにその用途を報告する。
- (5) 緊急に援助を実施する必要がある、かつ、委員が被災するなどして上記（2）の手続きを経ることができないときは、上記（2）の手続きを経ずに委員長（ガバナー協議会議長）は援助を実施することができる。この場合、援助金額は 100 万円を超えることはできず、意思確認できる委員全員の賛成を要する。

6. 委員会は、複合地区会則 12 条 4 項に準じてこの資金の監査を受け、期末における残高は次期委員会に引き継ぐものとする。

7. 施行および改廃

この規程は、1985 年 7 月 1 日から施行し、以後、複合地区年次大会に出席し、投票した代議員の 3 分の 2 以上の賛成投票によって改廃することができる。

1994 年 5 月 22 日一部改正

2025 年 5 月 18 日一部改正

（注）第 1 項中の年度と金額は、年度に応じて改定されるものである。